

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 21 年度狭山市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 22 年 4 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

補正予算別紙のとおり

平成22年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成21年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

平成21年度狭山市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,854,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		232,313	8,867	241,180
	1 財産運用収入	21,538	8,867	30,405
18 寄附金		8,941	2,589	11,530
	1 寄附金	8,941	2,589	11,530
歳入合計		50,842,783	11,456	50,854,239

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,511,019	11,028	9,522,047
	1 総務管理費	8,391,584	11,028	8,402,612
10 教育費		5,697,602	0	5,697,602
	3 中学校費	929,137	0	929,137
12 諸支出金		9,012	428	9,440
	2 土地開発基金繰出金	9,002	428	9,430
歳出合計		50,842,783	11,456	50,854,239

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	自然エネルギー活用促進事業	3,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	一般市道道路改良事業	8,500
		三ツ木堀改良事業	4,300
		堀兼地区いっ水対策事業	3,000
	3 都 市 計 画 費	新都市機能ゾーン整備事業	14,800
10 教 育 費	4 幼 稚 園 費	幼稚園情報通信技術環境整備事業	2,500
	5 社 会 教 育 費	公民館情報通信技術環境整備事業	2,750

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前 の 金 額	補 正 後 の 金 額
8 土 木 費	3 都 市 計 画 費	狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業負担金	344,000	539,321